

特定建築物等 用途及び規模要件一覧表

法	政 令 第6条 第2項	用 途	法第14条の所有者の努力義務 及び法第15条第1項の指導・助 言対象建築物	法第15条第2項の指示対象建 築物	
第14条 第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
	第2号	小学校 等	小学校、中学校、中等教育学校 の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの			
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これ れらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
		事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
		博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの			
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場等を除く。）		階数3以上かつ1,000㎡以上			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発 着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待 合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物					
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 特定建築物		政令で定める数量以上の危険物 を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	
第14条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷 地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円 滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷 地が都道府県耐震改修計画に記載された道 路に接する建築物		全ての建築物		

防災上重要建築物一覧

構造体を中心とする 耐震安全性の分類		I類	II類	適用
目的別に安全性 を確保する分類		特に構造体の耐震性能の向上 を図るべき施設	構造体の耐震性能の向上を図る べき施設	
防災拠点施設	連絡通信・活動指令等、防災拠点として諸機能の確保を必要とする施設	災害対策本部を設置する官公庁 ア 県庁舎 イ 県合同庁舎 ウ 市町村役場 エ 警察署 オ 消防署 カ 保健所 キ その他これらに類する重要施設	災害対策本部の指揮・命令により活動する官公庁又は特定業務を行う施設 ア 県の出先庁舎 (県合同庁舎を除く。) イ 市町村の出先庁舎 ウ その他これらに類する施設	
避難施設	被災住宅の避難場所としての期待を担う特定施設	市町村地域防災計画に位置づけられている施設 ア 県立高等学校 イ 公立小学校・中学校 ウ 公立の公民館・集会所 エ 公立体育館	副次的に避難施設として役割を担う施設 ア 県立及び私立高等学校 イ 公立の小学校・中学校 ウ 公立の公民館・集会所 エ 公立の社会福祉施設等 オ その他これらに類する施設	当該用途に供する面積が300㎡未満の施設を除く。
緊急医療施設	緊急時の医療活動施設	緊急時等に医療活動の責務を有する施設 ア 県立病院 イ 公立病院 (県立を除く。) ウ 民間救急病院	緊急時等に医療活動の責務を有する施設 ア 民間病院 イ 診療所 ウ その他これらに類する施設	
居住施設	居住者の安全性を確保すべき施設	居住者の安全確保に加え緊急時の仮住居対応施設 ア 県営住宅 イ 市町村営住宅	居住者の安全確保に加え緊急時の仮住居対応施設 ア 公舎 イ その他これに類する施設	

(福島県既存建築物総合防災対策推進計画要綱)